

第1類 総 規

第1章 通 則

印旛郡市広域市町村圏事務組合理約

昭 和 4 7 年 9 月 7 日

千葉県指令第1943号許可

改正 昭和48年9月28日 千葉県指令第2031号許可 平成8年3月29日 千葉県地指令第38号許可
昭和51年6月1日 千葉県指令第1449号許可 平成10年4月1日 千葉県地指令第3号許可
昭和56年3月30日 千葉県指令第2344号許可 平成13年3月30日 千葉縣市指令第25号許可
昭和60年6月17日 千葉県指令第630号の1許可 平成14年4月1日 千葉縣市指令第2号許可
昭和61年7月4日 千葉県地指令第3号の3許可 平成19年1月18日 千葉縣市指令第38号許可
平成4年3月31日 千葉県地指令第36号許可

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、地域社会の変ぼうに伴う市町村行政の広域化に対処して、印旛郡市の均衡ある発展を期するため、「広域行政圏計画策定要綱(平成12年3月31日付自治振第53号自治事務次官通知)」に基づく印旛郡市広域市町村圏の振興整備に関する計画(以下「市町村圏計画」という。)の策定、当該市町村圏計画の実施に関する事務及び第4条に定める事務を共同処理することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)と称する。

(構成市町村)

第3条 組合は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村及び栄町(以下「関係市町村」という。)をもつて組織する。

(共同処理する事務)

第4条 組合は次の各号に定める事務を共同で処理する。

- (1) 市町村計画の策定及びその実施のための連絡調整に関すること。
- (2) 職員の統一採用試験及び職員の共同研修に関すること。
- (3) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく水道用水供給事業の設置及び維持管理に関すること。
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく軽費老人ホームの設置及び維持管理に関すること。
- (5) 印旛地域農林業センターの設置及び維持管理に関すること。
- (6) 病院群輪番制方式による第二次救急医療機関運営事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 組合の事務所は、千葉県佐倉市宮小路町12番地に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選出方法)

第6条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は22とする。

2 組合議員は、関係市町村の長及び議会の議長をもつて、これに充てる。ただし、管理者又は副管理者に選任された関係市町村の長については、長に代えて副市町村長（当該関係市町村に副市町村長が2人以上いるときは、当該関係市町村の長が副市町村長のうちから指定する者）を組合議員に充てるものとする。

3 前項ただし書の場合において、副市町村長が欠けているときは、当該市町村の長の指定する者をもつて組合議員とする。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、関係市町村の長若しくは副市町村長にあつては、当該市町村の長又は副市町村長の任期によるものとし、関係市町村の議会の議長にあつては、当該議長の職にある期間とする。

2 前条第3項の規定による組合議員の任期は、当該組合議員の属する市町村の長の同条同項による指定の解かれるまでの期間とする。

（議長及び副議長）

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

（執行機関の組織及び選任方法）

第9条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 副管理者の定数は2人とする。

3 管理者及び副管理者は、組合の議会において関係市町村の長のうちからこれを選挙する。

4 会計管理者は、関係市町村の会計管理者のうちから管理者が命ずる。

5 第1項に定めるもののほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

6 前項の職員の定数は、条例でこれを定める。

（管理者等の任期）

第10条 管理者及び副管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 管理者及び副管理者が市町村長の職を失つたときは、管理者又は副管理者はその職を失う。

（監査委員）

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）から各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者にあつては2年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うものとする。

第4章 経費の負担等

（組合の経費の支弁方法）

第12条 組合の経費は、関係市町村の負担する負担金、国庫支出金、県支出金、その他の補助金、借入金、寄付金その他の収入をもつて充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市町村の負担する負担金の全部又は一部について、組合議会の議決を経て、関係市町村に分賦することができる。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか組合の運営に関して必要な事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により、同法に定める市に関する規定を準用する。

附則

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約により初めて行う組合の議会は、佐倉市長が召集する。

附則(昭和48年9月28日千葉県指令第2031号許可)

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

附則(昭和51年6月1日千葉県指令第1449号)

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

附則(昭和56年3月30日千葉県指令第2344号)

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附則(昭和60年6月17日千葉県指令第630号の1)

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附則(昭和61年7月4日千葉県地指令第3号の3)

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

附則(平成4年3月31日千葉県地指令第36号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の印旛都市広域市町村圏事務組合格約第11条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附則(平成8年3月29日千葉県地指令第38号)

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成10年4月1日千葉県地指令第3号)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成13年3月30日千葉県市指令第25号)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成14年4月1日千葉県市指令第2号)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成19年1月18日千葉県市指令第38号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表

関係市町村が負担する負担金の負担割合

区 分	割 合
均 等 割	負担金総額の100分の25
人 口 割	負担金総額の100分の75
備考 人口割に用いる人口は、当該予算の属する会計年度の前年度の10月1日現在における住民基本台帳記録人口による。	